

電気通信役務の安全・信頼性の確保に係るモニタリングの年次計画(令和7年度)

令和7年7月30日

総務省

「電気通信役務の安全・信頼性の確保に係るモニタリングの基本方針」（令和5年7月21日策定。以下「基本方針」という。）に基づき、令和7年度の電気通信役務の安全・信頼性の確保に係るモニタリングの実施計画を示すものとして、令和7年度「電気通信役務の安全・信頼性の確保に係るモニタリングの年次計画」（以下「年次計画」という。）を定める。

1. 実施スケジュール等

電気通信役務の安全・信頼性の確保に係るモニタリングは、基本方針に基づき、電気通信役務を提供する指定公共機関¹（以下「対象事業者」という。）に対して、ガバナンスに対するモニタリング及び電気通信設備に対するモニタリングを行う。

令和7年度においては、各対象事業者に対し事前に質問事項を送付した上で、電気通信設備に対するモニタリングを令和7年9月から同年11月頃まで、ガバナンスに対するモニタリングを令和7年12月から令和8年3月頃までに実施し、モニタリング結果の分析・追加質問等を経て、結果の取りまとめとフィードバックを行う。また、令和8年6月（目途）に、電気通信事故検証会議において令和7年度モニタリング結果概要を報告するとともに、令和8年度年次計画（案）の議論を行い、意見募集を経て、令和8年7月（目途）に令和8年度年次計画を策定・公表する。想定する実施スケジュールは、表1のとおりである。²

表1 年間スケジュール

	令和7年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
電気通信 事故検証 会議	▲ 令和7年度 年次計画（案）												▲ 結果概要報告 ・令和8年度 年次計画（案） 議論	▲ 令和8年度 年次計画（案）
ガバナンスに 対するモニ タリング			質問事項の調整等				対象事業者の経営幹部等への面談調査 （必要に応じて実地調査 及び経営の責任者への面談調査）			モニタリング 結果の 分析・追加 質問等		モニタリング結果の 取りまとめ 結果のフィードバック		
電気通信 設備に対す るモニタリ ング			質問事項 の調整等	対象事業者の経営幹部等への面談調査 （必要に応じて実地調査 及び経営の責任者への面談調査）			モニタリング結果の分析・追加質問等					モニタリング結果の 取りまとめ 結果のフィードバック		
年次計画	▲ 令和7年度 年次計画策定													▲ 令和8年度 年次計画策定

¹ NTT 東日本株式会社、NTT 西日本株式会社、株式会社 NTT ドコモ、NTT ドコモビジネス株式会社、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社の7者が該当する。（基本方針「2. 実施方針（2）モニタリングの対象者」参照）

² 台風等の大規模自然災害等が発生した場合、予定を一部変更する場合がある。

なお、令和7年度モニタリング結果については、対象事業者の機微な情報を多く含むことが想定されることから、基本方針のとおり、対外非公表とする。

2. ガバナンスに対するモニタリングの実施計画（重点確認項目）

基本方針2.(4)に基づき、ガバナンスに対するモニタリングとして、以下4つの観点からモニタリングを実施する。なお、当該モニタリングは、対象事業者の経営幹部等に対する面談調査を基本とするが、必要に応じて、実地調査及び経営の責任者への面談調査も行う。

- a) 管理規程³の実施状況及び遵守状況（委託先の状況を含む。）の点検状況
- b) リスク分析及び影響評価の結果も踏まえた（人材、設備、資金、組織等の）経営資源の十分性の点検状況
- c) 過去に電気通信事故に関する適切な対応についての行政指導等を受けている電気通信事業者については、当該行政指導等を踏まえた再発防止策等の実施状況
- d) その他直近の電気通信事業分野における事故その他の環境変化等を踏まえ点検すべき項目

また、基本方針では、効率的・効果的にモニタリングを実施するため、より詳細に点検する必要がある特定の設備や項目、その他直近の電気通信事業分野における環境変化等を踏まえ点検すべき項目の詳細等については、各年度の年次計画において、重点確認の対象として位置づけることとしている。

令和7年度においては、上記 a) から d) までの各項目について、以下のとおり重点確認の対象を定める。

（1）管理規程の実施状況及び遵守状況（委託先の状況を含む）の点検状況

管理規程の実施状況や遵守状況に係る点検、評価及び改善の状況等について確認を行う。事業用電気通信設備の設計、工事、維持又は運用を委託している場合は、当該管理規程に基づく電気通信設備の障害対策及び安全対策等に関する項目を盛り込んだ契約に係る委託先との締結状況、当該契約の遵守状況に係る点検、評価及び改善の状況等についても確認を行う。

令和7年度においては、継続性・網羅性の観点から、昨年度に引き続き本項目について重点確認の対象を設けず、広範に実施する。

³ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第44条第1項に基づき、電気通信事業の開始前に、総務大臣に届出がなされた、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するために電気通信事業者が遵守すべき事項を自ら定めた規程をいう。

(2) 経営資源の十分性の点検状況

管理規程に記載された事項の実施に必要な人材、設備、資金、組織その他の経営資源（委託先の経営資源を含む。）の状況について、経営の責任者がどのように点検、評価及び改善を実施しているか等について確認する。

令和7年度においては、継続性・網羅性の観点から、昨年度に引き続き本項目について重点確認の対象を設けず、広範に実施する。

(3) 過去の行政指導等を踏まえた再発防止策等の実施状況

過去に電気通信事故に関する適切な対応についての行政指導等を受けた対象事業者については、当該行政指導等を踏まえた再発防止策等の実施状況について確認する。

令和7年度においては、過去3年間において電気通信事故に関する適切な対応についての行政指導等を受けた事案について、当該行政指導等を踏まえた再発防止策等の実施状況の確認を行う。

(4) 直近の電気通信事業分野における環境変化等を踏まえ点検すべき項目

その他直近の環境変化等を踏まえ点検すべき項目として、令和7年度は、以下を重点確認の対象とする。

①仮想化技術に関連する取組状況

各社においてネットワークの仮想化が進められ、その運用に当たって設定誤りがサービス停止につながるといった事故が発生している実態を踏まえ、仮想化技術の導入に係るリスク分析状況、実装状況及び事故の発生防止・復旧早期化のための取組状況を以下の項目を中心に確認する。

ア 仮想化技術の導入に係るリスク分析状況

イ 仮想化技術の実装状況

ウ 仮想化技術に関連する事故の発生防止・復旧早期化のための取組

(ア) 仮想化機能への資源（CPU、メモリ等）の適切な割振り及びその監視

(イ) 仮想化基盤の冗長化等による安定性の向上

(ウ) 故障箇所・内容の速やかな特定

(エ) 仮想化技術に関連する教育・手順書整備

②事故の発生防止・復旧早期化のための訓練の実施状況

工事の手順間違いや社内関連部署間の連携不足といった人的な要因による事故が発生している実態を踏まえ、事故の発生防止・復旧早期化のための各種訓練の

実施状況、新しい事故事案や技術動向を踏まえた訓練内容の見直し状況を確認する。

ア 各種訓練の実施状況

- (ア) 応急復旧措置に係る訓練
- (イ) 広報含む社内関連部署間の連携訓練
- (ウ) 全社一斉訓練
- (エ) シナリオを共有しない訓練

イ 新しい事故事案や技術動向を踏まえた訓練内容の見直し状況

③事故の再発防止策の取組状況及び事故やヒヤリハット事例の活用体制

事故の発生防止・早期復旧のためには、自社において発生した事故やヒヤリハット事例を着実に踏まえた取組が重要となる。これまで自社において発生した事故に対して策定された再発防止策の実施状況を確認するとともに、事故やヒヤリハット事例を分析し、事故の発生防止・早期復旧につなげる仕組みの整備状況を確認する。

ア 事故の再発防止策の実施状況

- (ア) 設備の見直し等の状況
- (イ) 手順書改定・メーカーとの連携強化等の状況

イ 事故やヒヤリハット事例の分析・活用に関する仕組みの整備状況

- (ア) 事故や事例に関する情報の収集・記録
- (イ) 事故や事例に関する分析
- (ウ) 設備見直し・手順書改定等への反映
- (エ) その他事故や事例を着実に活用するための工夫

3. 電気通信設備に対するモニタリングの実施計画（重点確認項目）

基本方針2.（4）に基づき、電気通信設備に対するモニタリングとして、以下3つの観点からモニタリングを実施する。なお、当該モニタリングは、対象事業者の経営幹部等に対する面談調査を基本とするが、必要に応じて実地調査も行う。

- a) 利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして告示で定める設備⁴におけるリスクの洗い出し状況

⁴ 具体的には、次のいずれにも該当する設備をいう。

- 一 二以上の都道府県の区域にわたって提供される電気通信役務に係る電気通信設備
 - 二 端末設備又は端末系伝送路設備以外の電気通信設備
 - 三 次に掲げるいずれかを提供する電気通信設備
- イ 伝送機能
 - ロ 交換機能

- b) 上記 a)で洗い出されたりリスクに対する対応措置・応急復旧措置
- c) 上記 b)の対応措置・応急復旧措置を実施した場合の電気通信役務に与える影響評価（想定復旧時間含む。）

また、前述のとおり、基本方針では、効率的・効果的にモニタリングを実施するため、より詳細に点検する必要のある特定の項目等について、各年度の年次計画において、重点確認の対象として位置づけることとしている。

令和7年度においては、重点確認の対象を2.（4）①～③のとおりとする。

4. その他

令和7年度年次計画は、令和7年8月1日より適用する。

その他、緊急に対応が必要と認められる事態が発生した場合においては、適時適切に報告徴収等を実施する。

ハ 電気通信設備の制御機能（仮想化した機能を制御するための機能を含む。）

ニ 電気通信設備の運用、監視又は保守に係る機能

ホ 通信の接続又は認証に係る加入者管理機能